

厚生第286号  
(警務、監察)  
令和2年3月6日

各所属長 殿

青森県警察本部長

青森県警察職員ピアサポート実施要綱の制定について

この度、青森県警察職員ピアサポート実施要綱（以下「要綱」という。）を別添のとおり制定したが、制定の理由及び主な内容は次のとおりであるから、所属職員に周知の上、運用に誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって「青森県警察職員生活相談実施要綱の制定について」（平成28年2月17日付け青警本厚第292号）は廃止する。

記

#### 1 制定の理由

職員が後顧の憂いなく業務にまい進できる環境づくりに資するため、これまでの生活相談制度を発展させ、各所属において指名された職員が、公私にわたる各種問題について不安や悩みを抱える職員に対する気付き、声掛け、傾聴等を通じ、その早期解決に向けた適切な助言等の能動的な支援を行うこと等を目的とする青森県警察職員ピアサポート実施要綱を制定したものである。

#### 2 主な内容

##### (1) ピアサポーター（第2、第4関係）

職員等の不安や悩みの早期解決に向けて能動的な支援を行う者として、指名された警察職員をいう。所属長が、各執務室ごとに1人以上指名するもの。

##### (2) ピアサポート・コーディネーター（第2、第4関係）

ピアサポーターを総括し、指導・助言等を行う者として指名された警察職員をいう。警察本部長が、厚生課職員から1人以上、他所属職員から必要に応じて指名するもの。

##### (3) 所属長の責務（第4関係）

所属長は、各所属におけるピアサポートが効果的に行われるよう配意しなければならない。

#### 3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

担当 厚生課厚生第一係

## 青森県警察職員ピアサポート実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、青森県警察職員（以下「職員」という。）が後顧の憂いなく職務にまい進できる環境を整備することを目的として、職員及びその家族（以下「職員等」という。）が抱える経済問題、家庭問題、健康問題その他の公私にわたる各種問題について、身近な同僚職員間の友愛の精神に立脚した相互扶助の観点から、各職場において指名された職員が、不安や悩みを抱える職員に対する気付き、声掛け、傾聴等を通じ、又は職員等からの相談への対応を通じ、職員等の不安や悩みの早期解決に向けた適切な助言等の能動的な支援（以下「ピアサポート」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

#### 1 ピアサポーター

ピアサポートに従事する者として指名された職員をいう。

#### 2 ピアサポート・コーディネーター

ピアサポーターを総括し、ピアサポーターに対して専門的知見に基づく指導・助言等を行う者として指名された職員をいう。

#### 3 部外相談員

職員以外の者であって、ピアサポーターからの取次ぎや紹介を受け、又は職員等からの直接の依頼により、職員等からの相談への対応に従事する者をいう。

### 第3 ピアサポート制度が対応する相談の内容

#### 1 職場に関すること

人間関係、職場環境等に関すること。

#### 2 私的な生活に関すること

家族・親族、健康、子育て・介護、教育、異性、住宅、金銭等に関すること。

### 第4 ピアサポートの実施体制

#### 1 ピアサポートの主管課

- (1) ピアサポートの主管課は、総務室厚生課（以下「厚生課」という。）とする。
- (2) 総務室厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、以下の事項に留意し、青森県警察職員ピアサポート制度（以下「制度」という。）の効果的な運用を図らなければならない。  
ア 全ての職員等に対する制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、各級幹部職員にピアサポートの重要性を十分認識させること。

イ ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターの資質向上を図るため、必要な措置を講ずること。

ウ ピアサポート・コーディネーター及び部外相談員の連絡先等を各ピアサポーターに周知すること。

エ 制度の運用状況を適切に把握・検証し、随時、運用の改善に努めること。

オ ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターを積極的に賞揚すること。

- (3) 職員等に対するピアサポート及びピアサポーターに対する指導を行うため、厚生課に生活相談室を設置し、ピアサポート・コーディネーターを置くものとする。

## 2 ピアサポーター

### (1) ピアサポーターの指名

ア 所属長は、原則として各執務室ごとに、所属に属する職員のうちから、1人以上のピアサポーターを指名しなければならない。ただし、所属の体制、職員の勤務の状況等を踏まえ、各執務室ごとにピアサポーターを置く必要がないと所属長が判断した場合は、この限りでない。

イ ピアサポーターの指名に当たっては、官職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、ピアサポートを適切に実施することのできる人格識見、信望及び熱意を有する者を充てなければならない。

ウ ピアサポーターの指名は、書面の交付により行うこと。

### (2) ピアサポーターの解除

ピアサポーターの解除は、所属長が行う。ピアサポーターを解除した場合は、速やかに厚生課長に報告すること。

### (3) ピアサポーターの責務

ア ピアサポートを真摯に行うこと。

イ 助言者に徹し、職員等自身が問題を自力で解決するよう働きかけること。

ウ 在任中と否とを問わず、知り得た職員等の秘密にわたる事項を漏らさないこと。

エ 職員等の同意がある場合を除き、直接当該職員の上司に連絡しないこと。

ただし、当該職員に不健全な生活態度がみられるなど、当該職員の上司に相談することが適切であると認められる場合には、上司に申告するよう説得すること。

オ 各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加等を通じ、ピアサポートの適切な実施に必要な知識・技能の習得に努めること。

カ 職員等の不安や悩みの内容が高度に専門的かつ技術的な知識・経験を要する事項であるなど、ピアサポーターのみでは適切な支援を行うことができない場合には、職員等の個人情報の取扱いに配慮した上で、必要に応じ、ピア

サポート・コーディネーターに指導・助言を求めるほか、職員等の同意を得た上で、部外相談員、関係課等に適切に取り次ぐよう努めること。

キ 職員等の不安や悩みの内容に、ハラスメントに関する事、刑罰法令に違反する行為に関する事、職員等の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあることが含まれている場合には、迅速に必要な措置を講ずること。

### 3 ピアサポート・コーディネーター

#### (1) ピアサポート・コーディネーターの指名

ア 警察本部長は、厚生課に属する職員のうちから、1人以上のピアサポート・コーディネーターを指名しなければならない。

イ 警察本部長は、前項によるほか、厚生課以外の所属に属する職員を、必要に応じて、ピアサポート・コーディネーターに指名することができる。

ウ ピアサポート・コーディネーターの指名に当たっては、ピアサポーターに対する指導・助言等を適切に行うことのできる人格識見及び専門知識を有する者を充てなければならない。

エ ピアサポート・コーディネーターの指名は、書面の交付により行うこと。

#### (2) ピアサポート・コーディネーターの責務

ア ピアサポーターからの指導・助言の求めに真摯に対応すること。

イ ピアサポーターの相談対応力を向上させるため、効果的な研修会を企画・実施すること。

ウ ピアサポーターに対する指導・助言等を適切に行うことができるよう、各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加等を通じ、必要な知識・技能の習得に努めること。

### 4 部外カウンセラー

警察本部長は、相談のうち、専門的かつ高度な技術的知識・経験を要する事項に関し、安心して不安や悩みを相談することができるようにするため、専門的知識・経験を有し、人格識見の高い部外の専門家を部外カウンセラーとして委嘱するものとする。

なお、部外カウンセラーの運営要領については、別に定めるものとする。

### 5 厚生課長の責務

(1) 厚生課長は、職員等がピアサポートの趣旨を正しく理解することによりピアサポートが効果的に活用されるよう配慮しなければならない。

(2) 厚生課長は、毎年度当初、ピアサポーター、ピアサポート・コーディネーター及び部外カウンセラーの氏名、連絡方法等の必要事項を各所属に通知しなければならない。ピアサポーター、ピアサポート・コーディネーター及び部外カウンセラーに変更があった場合も同様とする。

### 6 所属長の責務

所属長は、以下の事項に留意し、各所属におけるピアサポートが効果的に行わ

れるよう配慮しなければならない。

- (1) ピアサポーターの指名又は指名の解除をしたときは、速やかに厚生課長（厚生第一係経由）に報告すること。
- (2) ピアサポートの重要性を認識し、ピアサポーターにその重要性を十分理解させるほか、制度の趣旨や利用方法、ピアサポーターの連絡先等を所属の職員等に周知すること。
- (3) ピアサポート業務の効果的な推進を図るため、ピアサポーターに指名されている者の勤務体制について配慮すること。
- (4) 職員等が相談を申し出たこと等を理由とする人事、給与、勤務等における不利益な取扱いをしないこと。

#### 7 ピアサポート制度運用上の留意事項

- (1) 職員等の秘密の保持については、万全を期すものとする。
- (2) 職員等が相談を申し出たこと等を理由とする人事、給与、勤務等における不利益な取扱いをしないものとする。

### 第5 ピアサポート制度による相談の場所

ピアサポーター等が相談を受ける場所は、相談者が周囲の目を気にすることなく話ができるような場所を選定するものとする。また、部外カウンセラーが行うカウンセリングは、厚生課健康管理係が日時、場所等を調整した上で行うものとする。

### 第6 相談に関する申出

相談は、ピアサポーター、ピアサポート・コーディネーター又は部外カウンセラーのいずれに対しても、口頭、電話等適宜の方法により、申し出ることができる。ただし、部外カウンセラーが申出の方法を指定している場合は、当該指定の方法によるものとする。

### 第7 記録等

ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターは、相談を実施した場合は相談内容等を記録し、保秘に配慮し自ら保管すること。相談者の氏名及び相談内容等相談者が特定・推定される事項は記録しないこと。また、相談において、必要により作成した文書等がある場合は、当該相談を終了した後、速やかに裁断し廃棄するほか、相談者から取得した文書等がある場合は、当該相談者に全て返還すること。

### 第8 その他

この要領に定めるもののほか、この通達の実施に当たり必要な事項は別に定める。